

東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社との 災害時における停電復旧の連携に関する基本協定の締結について

昨今、大規模地震や豪雨による被害が全国各地で発生しており、本市においても令和元年東日本台風の影響により、最大3,959軒の停電被害が発生し、一部の地域では完全復旧までに12日間を要しました。

こうした教訓を踏まえ、大規模災害等が発生した際に、本市と東京電力パワーグリッド株式会社とが相互に連携して停電の早期復旧に取組むことを目的として、「災害時における停電復旧の連携に関する基本協定」を次のとおり締結しましたので、お知らせします。

1 協定締結日

令和2年8月31日(月)

※ 協定締結式は、行いません。

2 協定の主な内容

- (1) 停電の早期復旧に向けた情報共有と協力
 - ア 災害対策本部への連絡要員(リエゾン)派遣
 - イ 停電の発生状況や復旧見込、道路寸断等の情報の共有
 - ウ 停電復旧の支障となる障害物等の除去
 - エ 所有施設、駐車場等の相互利用
- (2) 応急電源の供給
 - ア 災害対応の拠点となる公共施設、避難所、病院、その他ライフライン関係施 設等の重要施設リストの提供による情報共有
 - イ 復旧に係る応急措置(電源車の配備を含む。)の実施
- (3) 停電情報の市民周知

市民への停電情報の周知のため、市の広報手段の利用

問合せ先

危機管理局危機管理課

042-769-8208 (直通)

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

相模原市(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社 (以下「乙」という。)は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、 甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び相模原市地域防災計画に基づき、甲は市民の生命、身体及び財産を災害から保護する役割を担うこと、乙は電力の安定供給の役割を担うことを相互に確認し、災害時に、甲及び乙が連携して停電の早期復旧に取組むことを目的に締結する。

(連絡体制)

- 第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。
- 2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣する。

(情報連携)

- 第3条 甲及び乙は、災害発生時における停電の早期復旧を図るため、次の各号に 掲げる情報について相互に連携を図る。
 - (1) 甲は乙に対し、甲の施設等災害対応の拠点となる公共施設、避難所、病院、 その他ライフライン関係施設等の重要施設リストを作成し、随時提供
 - (2) 甲は乙に対し、市民が避難している地域、避難所の情報を提供
 - (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
 - (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等に よる道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(協力体制)

- 第4条 甲及び乙は、災害発生時における停電の早期復旧を図るため、必要がある と認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。
 - (1) 復旧に係る応急措置(電源車の配備を含む)の実施、停電復旧の支障となる 障害物等の除去

- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 市民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用
- 2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに他人 に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。 ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の 意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一 の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1 通を保有する。

令和2年8月31日

- 甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 本村 賢太郎
- 乙 相模原市中央区千代田6丁目12番25号 東京電力パワーグリッド株式会社 相模原支社長 塚本 豊司